

平成 29 年 10 月 6 日

法制審議会 信託法部会
部会長 中田 裕康 殿
(幹事 中辻 雄一郎 殿)

委員 吉谷 晋
(三菱UFJ信託銀行株式会社
コンプライアンス統括部法務室長)

意見書の提出について

平成 29 年 10 月 10 日開催の第 45 回法制審議会信託法部会において検討が予定されております、「第 13 公益信託の受託者の辞任・解任、新受託者の選任」につきまして、別紙のとおり提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以 上

第13 公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任

1 公益信託の受託者の辞任

現行公益信託法第7条の規律を改め、

【甲案】

受託者は、[やむを得ない事由／正当な理由]があるときは信託管理人の同意を得たうえで、行政庁による認可を受けて辞任することができるほか、裁判所の許可を得たうえで、行政庁による認可を受けて辞任することができるものとする（注）。

（注）受託者は、行政庁から辞任の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請することが考えられる。

- ① 辞任しようとする理由を記載した書類
- ② 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- ③ 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

【乙案】

受託者は、信託管理人の同意を得て辞任することができるほか、[やむを得ない事由／正当な理由]があるときは裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

甲案、乙案とも、信託行為の定めにより、信託管理人の同意に替えて、委託者及び信託管理人の同意を要件とすることができる（注）。

（注）委託者の同意権をデフォルトルールとした上で、信託行為により制限できる任意規定とする考え方がある。

2 公益信託の受託者の解任

【甲案】

(1) 信託管理人は、正当な理由があるときは、行政庁による認可を受けることにより受託者を解任することができる（注）。

(2) 信託行為の定めによる受託者の解任の要件を満たさない場合において、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、信託管理人は、裁判所の許可を得て、行政庁による認可を受けることにより受託者を解任することができる（注）。

委託者については信託行為において行政庁または裁判所に対する受託者の解任の申立権または申立ての同意権を有する旨を定めることができるものとする。

（注）信託管理人は、行政庁に解任の認可を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を添えて申請することが考えられる。

- ① 解任しようとする理由を記載した書類
- ② 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

【乙案】

(1) 信託管理人による解任について

信託管理人は、[受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき／正当な理由があるとき]は、受託者を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において受託者の解任の合意権を有する旨を定めることができるものとする。

(2) 信託行為の定めによる受託者の解任の要件を満たさない場合において、受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、信託管理人の申立てにより、受託者を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有する旨を定めることができるものとする（注）。

（注）甲案、乙案とも、委託者の解任の同意権、申立権をデフォルトルールとした上で、信託行為により制限できる任意規定とする考え方がある。

3 公益信託の新受託者の選任

(1) 信託管理人は、受託者の任務が終了した場合において、新受託者を選任し、新受託者になろうとする者は、行政庁による新選任の認可を受けるものとする。

信託行為に新受託者に関する定め（委託者の同意権を含む）がある場合はその方法による。

(2) 信託行為の定めによる受託者の選任の要件を満たさない場合において、合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、新受託者を選任することができるものとした上で、新受託者になろうとする者は、行政庁による新選任の認可を受けるものとする（注）。

（注）行政庁による認可を必要とせず、裁判所が新受託者を選任する前に、行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

委託者の選任の同意権、申立権をデフォルトルールとした上で、信託行為により制限できる任意規定とする考え方がある。

【1、2の甲案の要点】

- ・受託者の辞任、解任に行政庁の認可を必要とすること。
- ・委託者の権利を原則なしとする任意規定とすること。

【1、2において甲案を提案する理由】

(要旨)

公益信託の安易な終了を防止するためには、受託者の辞任・解任は行政庁の認可事由とすべきである。受託者の存在が公益信託の認可基準の最も重要な要素であることは、受託者の辞任・解任を行政庁の認可事由とすることと整合する。

更に、解任においては、公益信託の受託者の認可基準の観点から行政庁が解任の判断をするべきである。

裁判所が、関係者の意見の不一致のある場合に裁判によって命令を行うことと、上述の考え方に矛盾はなく、裁判所と行政庁の役割分担の考え方に沿っている。

また、信託財産が公益の実現のために供され続ける公的なものになっていることが、税制上の恩典が与えられる理由の一つと考えられることとも整合する。

委託者の権利については、デフォルトでありとする考え方もあるが、そのような提案をする場合には、委託者と信託管理人の合意が強行規定なのか、それとも単独で行使できるという別段の定めを認めるのかを明確にするべきと考える。

公益信託には公共的な性格があるため、当事者の都合で安易に信託を終了することを認めるべきではなく、公益目的のために信託を継続することができる場合は、可能な限り信託を継続することが原則であると考えられる。受託者が欠けて1年経過すると信託は終了するため、信託関係者の合意または意思表示のみによる受託者の辞任および解任を認めることは、事実上合意による公益信託の終了を認めることになり、「第16 公益信託の終了」の提案の趣旨と矛盾すると考える。

そのため、受託者の辞任・解任のいずれも、行政庁の認可を要するという提案とし、認可基準として「やむを得ない事由／正当な理由」を要することとしている。

注として、現在の公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令を参考に、申請書面の内容を付記している。なお、新任予定の受託者の存在（解任の場合は「よりふさわしい新任予定の受託者の存在」）は「やむを得ない事由／正当な理由」になると考えられる。

なお、裁判所は、関係者の意見の不一致のある場合に命令し、行政庁は別途認可をするという役割分担の考え方に沿った提案としている。

辞任について

辞任の場合、信託法 59 条 4 項により、新任受託者が信託事務処理をできるに至るまでは前受託者は受託者としての権利義務を有することによって、受託者の自己都合の辞任によって信託事務処理が停滞することを防止している。新任受託者の候補が存在しない場合にあって辞を認めることは、何らかの「やむを得ない事由／正当な理由」により受託者が信託事務処理を遂行することが適切ではなく、後任が見つからなければ信託終了もやむえない場合に限られるべきである。

解任について

公益信託の信託管理人は受益者の代理人ではなく、受託者は信託管理人の利益のために働くものではない。信託管理人が、行政庁の認可を要さずに受託者の解任権を持つということは、受託者の立場を極端に脆弱なものとし、事実上、信託管理人が監督の範囲を超えて公益信託を支配することを認めるという提案に等しい。そのため、行政庁の認可を要件としている。

なお、信託管理人による解任の理由は、よりふさわしい後任の受託者となるものが存在する場合でも解任できるように「正当な理由」だけにしている。行政庁は、公益信託の受託者の認可基準の観点から、受託者の能力不足やよりふさわしい後任の受託者の存在などにより解任の判断をすることができる。

一方で、信託行為に委託者と信託管理人の合意を要件とする定めを置いた場合等でも、その合意が得られなくても受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、合意に替わる裁判所の許可を得て、解任を行政庁に申請できることとしている。

税制の観点について

公益信託に税制上の恩典が与えられる理由の一つとして、信託財産が公益の実現のために供され続ける公的なものになっていることが挙げられる。当事者間の合意で事実上安易に終了するような仕組みにすることは税制の根拠となる公益性の確保の観点から適切ではなく、行政庁の一定の関与が必要と考えられる。

委託者について

委託者が行政庁の認可なしに解任権を持つことは、委託者が公益信託に支配力を持つことにつながりやすく、公益の維持、税制との整合性の点で問題があると考えられる。

委託者と信託管理人が共同で受託者の解任権を持ち、更に委託者が信託管理人の単独での解任権を持つということは、事実上、委託者が単独で受託者の解任権を持つに等しい。

本提案では、辞任の同意や解任を信託管理人が単独で行使できる権限と位置づけている。

委託者の権利をデフォルトでありとすべきという意見があることは理解しているが、そのような提案をする場合には、委託者と信託管理人の合意が強行規定なのか、それとも単独で行使できるという別段の定めを認めるのかも明確にするべきと考える。